

東北大学医学部保健学科同窓会の入会金および会費に関する細則

制定 平成20年3月25日

改正 平成22年4月 1日

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、会則第23条に基づき入会金および会費に関して必要な事項を定める。</p> <p>(入会金)</p> <p>第2条 入会金は1000円とする。</p> <p>(会費)</p> <p>第3条 会費は年間1000円とする。</p> <p>(入会金及び会費の改定)</p> <p>第4条 入会金及び会費の改定は、総会の承認を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、会則第23条に基づき入会金および会費に関して必要な事項を定める。</p> <p>(入会金)</p> <p>第2条 入会金は1000円とする。</p> <p>(会費)</p> <p>第3条 会費は年間1000円とする。</p> <p>(入会金及び会費の改定)</p> <p>第4条 入会金及び会費の改定は、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(終生会員)</p> <p>第5条 同窓会に総額10000円を納入段階で、終生会員とする。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この細則は、平成22年4月1日から改正して施行する。</p>